

まちなみ形成・沿道建造物等修景・空き家再生促進 各補助金について（ご案内）

尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域（裏面参照）において、建物の外観整備や空き家の再生、老朽危険建物の除却など、その費用の一部を補助する事業を行っています。

各補助金とも、事業着手前に補助金交付申請が必要です。また、予算・申請期限等がありますので、詳しくはお問い合わせください。

補助金名称	内 容
まちなみ形成事業補助金 （経費の 2/3 上限 200 万円）	歴史的建造物等（建築後長期間年数が経過し、歴史的資料等のある建造物・工作物）の所有者等が、外観の整備等を行う場合、経費の3分の2（最大200万円）を助成
沿道建造物等修景事業補助金 （経費の 2/3 上限 20 万円）	沿道建造物等（道路美装化対象路線等に面する建築物・工作物等、又は尾道市景観地区内の建築物・工作物等）の所有者等が、外観の整備等を行う場合、経費の3分の2（最大20万円）を助成
空き家再生促進事業補助金 （経費の 2/3 上限 30 万円）	空き家（1年以上継続して使用されていない、建築後30年以上の建築物）の所有者か賃借者等が、台所や内装、外装等を改修して居住する場合、経費の3分の2（最大30万円）を助成

◆ 活用事例

【 before 】

【 after 】

「沿道建造物等修景事業補助金」 活用による外観整備例	
「空き家再生促進事業補助金」 活用による台所改修例	

【お問い合わせ先】

尾道市役所 まちづくり推進課

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

電話 0848-38-9223(直通)

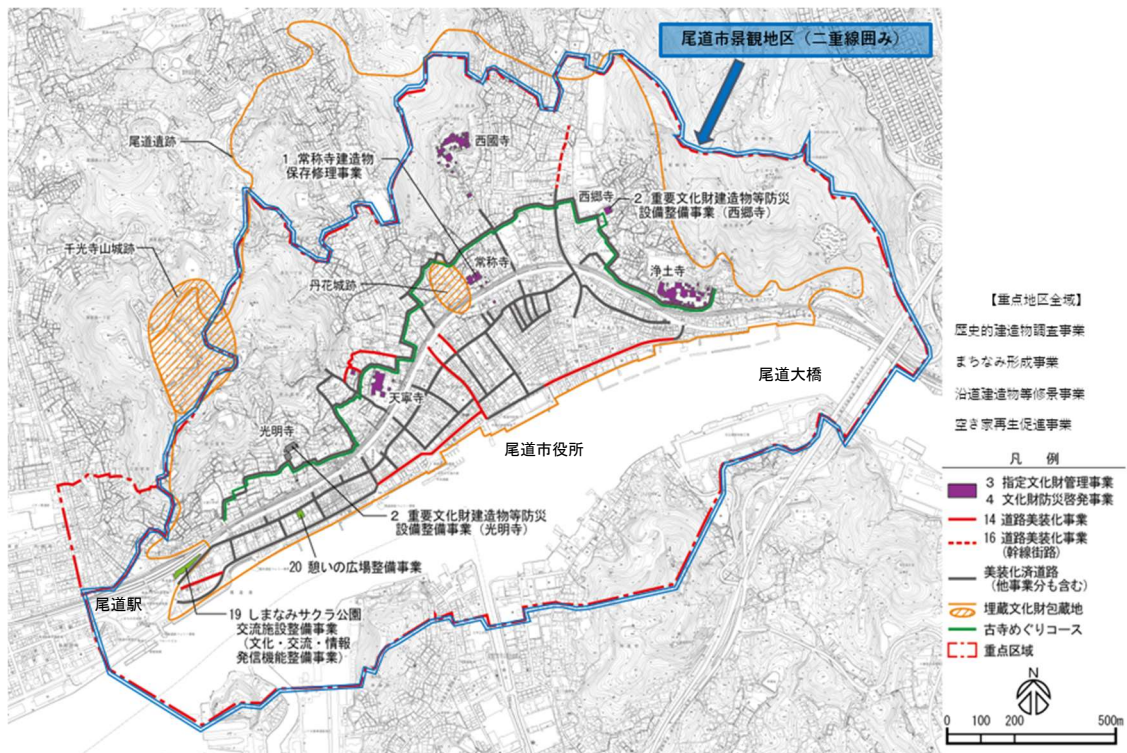
e-mail toshi@city.onomichi.hiroshima.jp

HP アドレス <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1022.html>

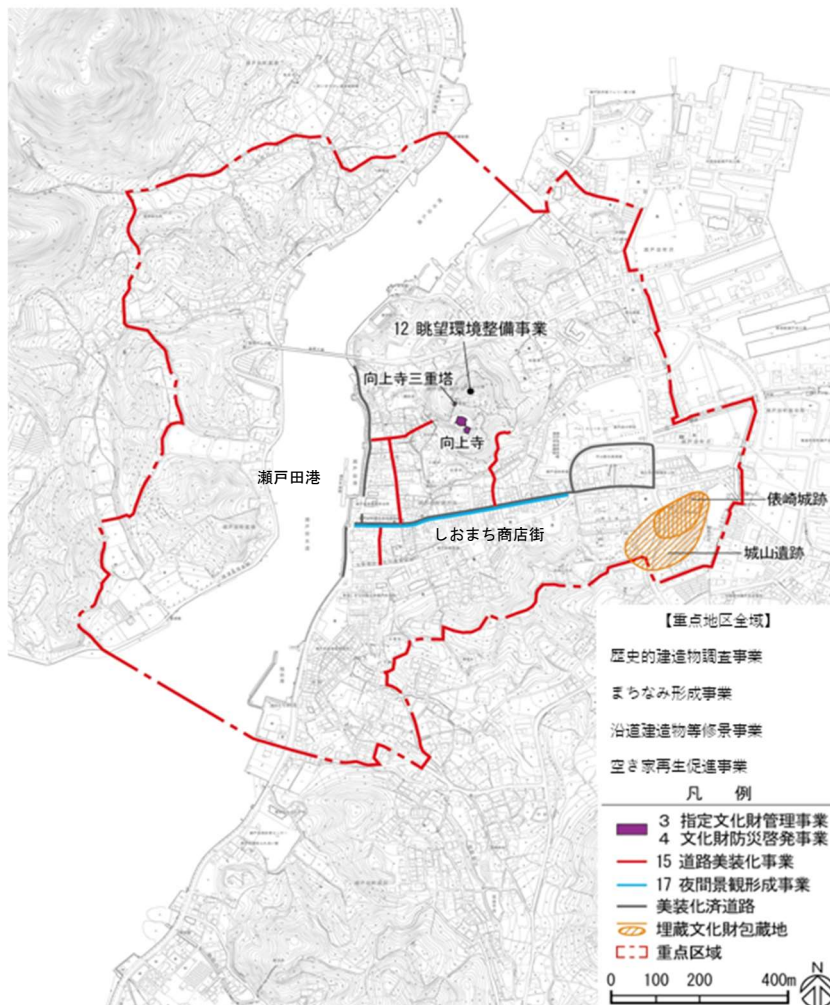
重点区域（補助金事業対象区域）

※「---」（破線）内」（両地区とも海面を除きます。）

【尾道・向島歴史的風致地区 約207ha】



【瀬戸田歴史的風致地区 約137ha】



まちなみ形成事業補助金交付のご案内

尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内で、個性的で風格のあるまちなみを創出するため、歴史的建造物・工作物の所有者又は管理者が、建造物等の外観修理、外観変更等の整備をする経費の**3分の2（最大200万円）**を助成します。

※歴史的建造物等とは、建築後長期間年数が経過しており、歴史的資料又は学識経験者等による評価資料等がある建造物・工作物のことです。

※尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域は裏面をご参照ください。

補助金交付申請については次のとおりです。

○補助対象者

歴史的建造物・工作物の所有者、又は管理者であり、以下の要件に該当する方

- ①尾道市税等を滞納していないこと
- ②この補助対象事業に関して国・県・市の制度による他の補助を受けていない方

○補助対象事業

歴史的建造物の外観の修理、外観変更等を行う事業

- ◎建築当時の形態意匠を再現するもの、又は維持するための整備であること
(いずれも根拠資料・説明資料が必要となります。)

○注意事項

- ・補助金の交付は、同じ建造物及び工作物で1回限りとします。
- ・尾道市の景観形成の方針（色彩等の基準）に沿う修景整備であることが必要です。
- ・歴史的建造物・工作物等であることの根拠資料の提出が必要となります。
- ・まちなみ形成推進委員会を開催して、補助金交付対象とすることについて協議を行い、補助金の交付（もしくは不交付）を決定して、申請者に通知します。

申請・お問い合わせ先

尾道市役所 まちづくり推進課

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

電話 0848-38-9223（直通）

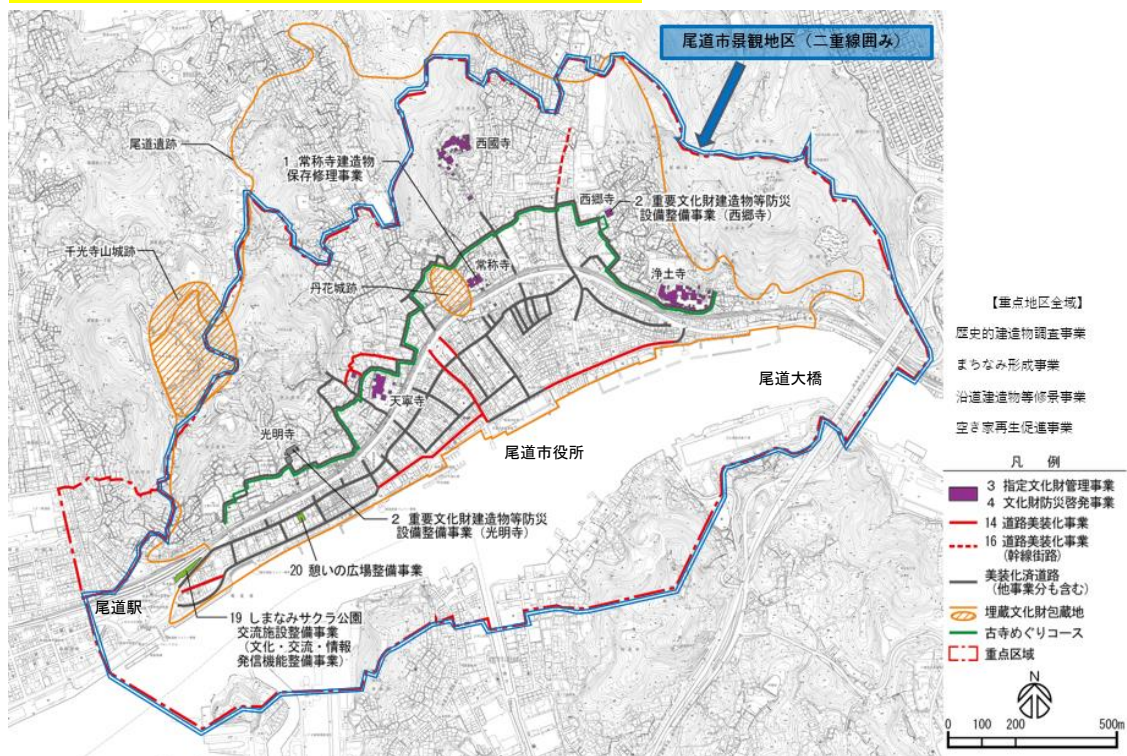
e-mail toshi@city.onomichi.hiroshima.jp

HP アドレス <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1009.html>

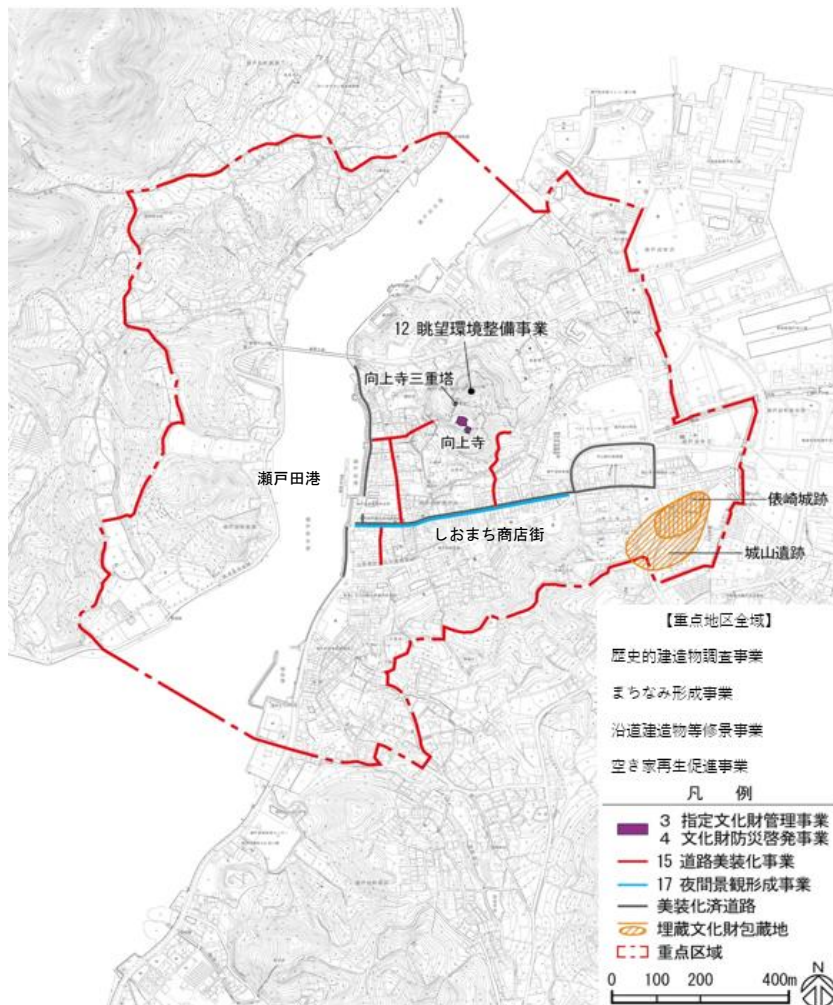
重点区域（補助金事業対象区域）

※「- - -（破線）内」（両地区とも海面を除きます。）

【 尾道・向島歴史的風致地区 約 207ha 】



【 瀬戸田歴史的風致地区 約 137ha 】



沿道建造物等修景事業補助金交付のご案内

尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内で沿道建造物等の所有者または管理者が、修景整備する経費の**3分の2（最大20万円）**を助成します。

※対象となる建造物等は、道路美装化対象路線等に面している建築物・工作物等、又は尾道市景観地区内にあるものになります。

※尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域は裏面をご参照ください。

※修景整備とは、歴史的風致の維持及び向上に寄与することを目的とする沿道建造物等の外観の整備、設備等の遮へい物設置による整備などを行うことです。

補助金交付申請については次のとおりです。

○補助対象者

沿道建造物等の所有者、又は管理者であり、以下の要件に該当する方

- ①尾道市税等を滞納していないこと
- ②この補助金に係る改修に関して国・県・市の制度による他の補助を受けていない方

○補助対象事業

- ・建築物の外観を修景整備する事業
- ・門、塀、日除け等の外観を修景整備する事業
- ・空調、給排水等の設備に対する遮へい物設置等による事業

○注意事項

- ・補助金の交付は、同じ沿道建造物等において1回限りとします。
- ・尾道市の景観形成の方針（色彩等の基準）に沿う修景整備であることが必要です。
- ・沿道建造物等である場合で、道路美装化対象路線や既に美装化された路線、又は参道から容易に見ることができない部分の改修は補助の対象とはなりません。（景観地区内であればこの要件は問いません。）
- ・補助対象事業の施工業者は、原則として市内に本店、支店、営業所、事業所その他これらに類する施設を有する法人及び個人事業者に限ります。
- ・補助金交付申請は修景工事を行う前に必要です。詳しい手続等はお問い合わせください。

申請・お問い合わせ先

尾道市役所 まちづくり推進課

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

電話 0848-38-9223（直通）

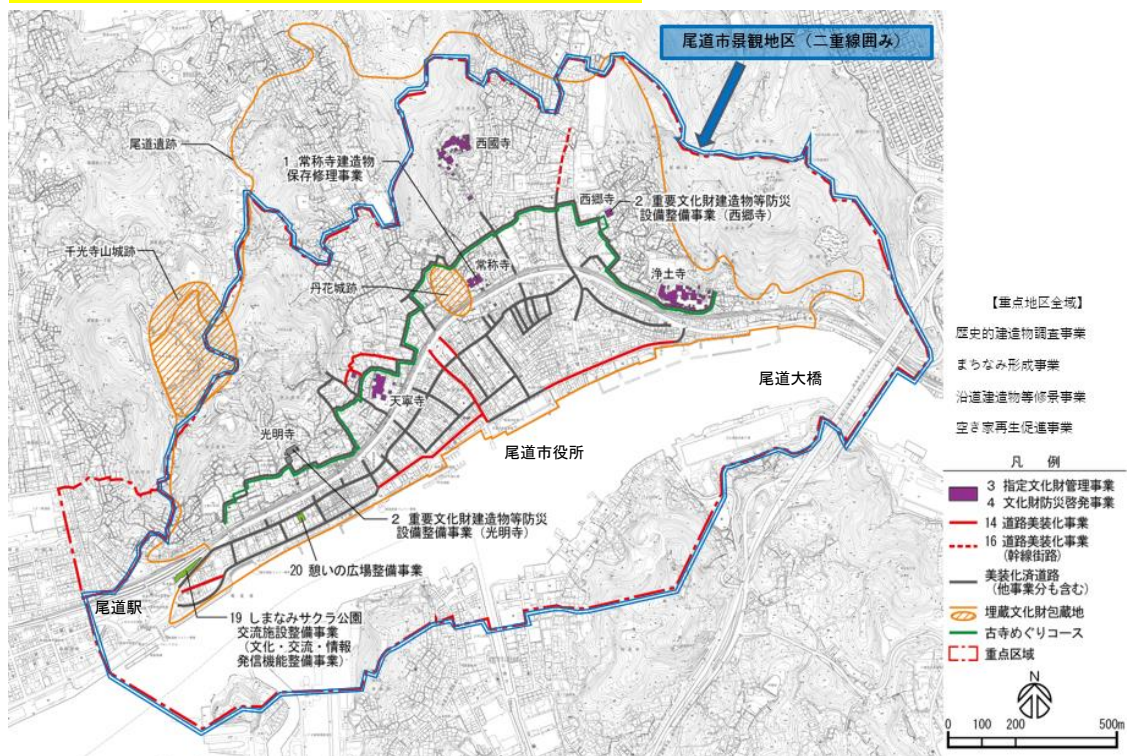
e-mail toshi@city.onomichi.hiroshima.jp

HP アドレス <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1011.html>

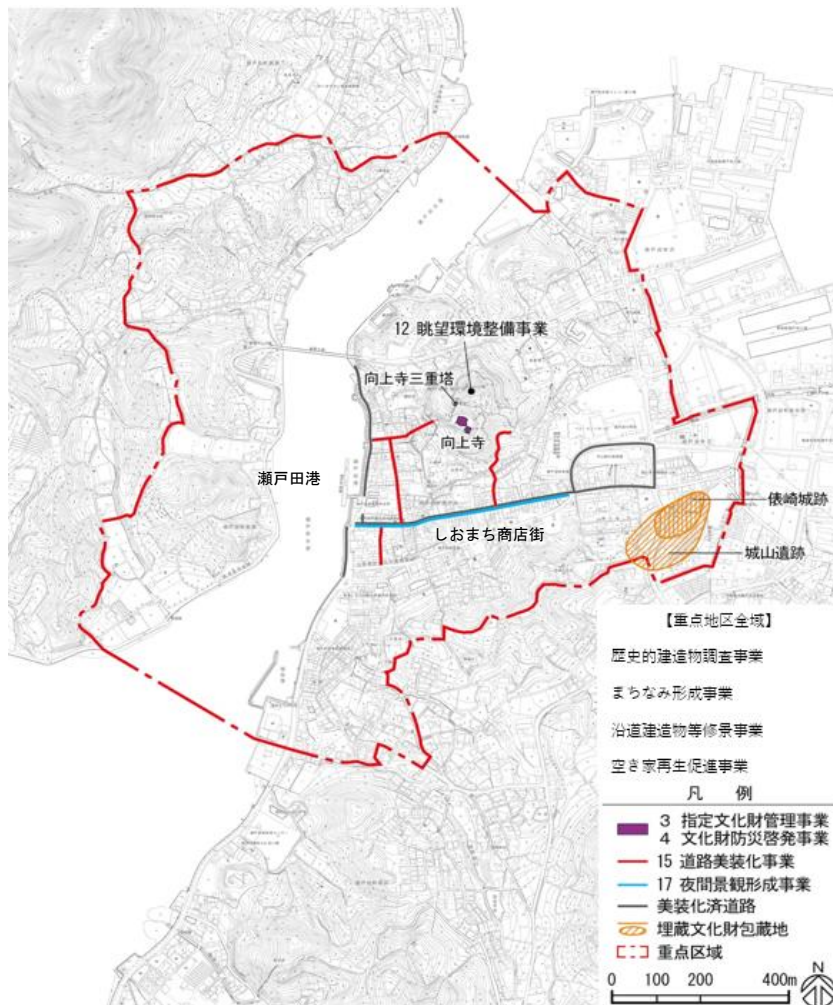
重点区域（補助金事業対象区域）

※「- - -（破線）内」（両地区とも海面を除きます。）

【 尾道・向島歴史的風致地区 約 207ha 】



【 瀬戸田歴史的風致地区 約 137ha 】



空き家再生促進事業補助金交付のご案内

尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域内にある空き家を改修して居住する場合に、その空き家の改修に要する経費の**3分の2（最大30万円）**を助成します。

※空き家とは、おおむね1年以上継続して使用しない状態におかれた建築後30年以上の建築物のことです。

※尾道市歴史的風致維持向上計画の重点区域は裏面をご参照ください。

補助金交付申請については次のとおりです。

○補助対象者

以下の要件にいずれにも該当する方

- ①空き家の所有者、又は空き家を賃借した方
- ②この補助金に係る改修に関して、国・県・市の制度による他の補助を受けていない方
- ③補助金の交付を受けた日から2年以上定住する意思のある方
- ④市税等の滞納その他市に対する債務の不履行がない方

○補助対象事業

- ①台所、浴室、便所、洗面所等の改修
- ②内装、屋根、外壁等の改修

○注意事項

- ・ 共同住宅の一室が空き部屋になっているような場合で他の部屋には人が居住しており、当該建築物として使用状態にあるものは空き家に該当しません。
- ・ 補助対象事業の施工業者は、原則として市内に本店、支店、営業所、事業所その他これらに類する施設を有する法人及び個人事業者に限ります。
- ・ 補助金交付申請は改修工事を行う前に必要です。詳しい手続等はお問い合わせください。

申請・お問い合わせ先

尾道市役所 まちづくり推進課

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

電話 0848-38-9223（直通）

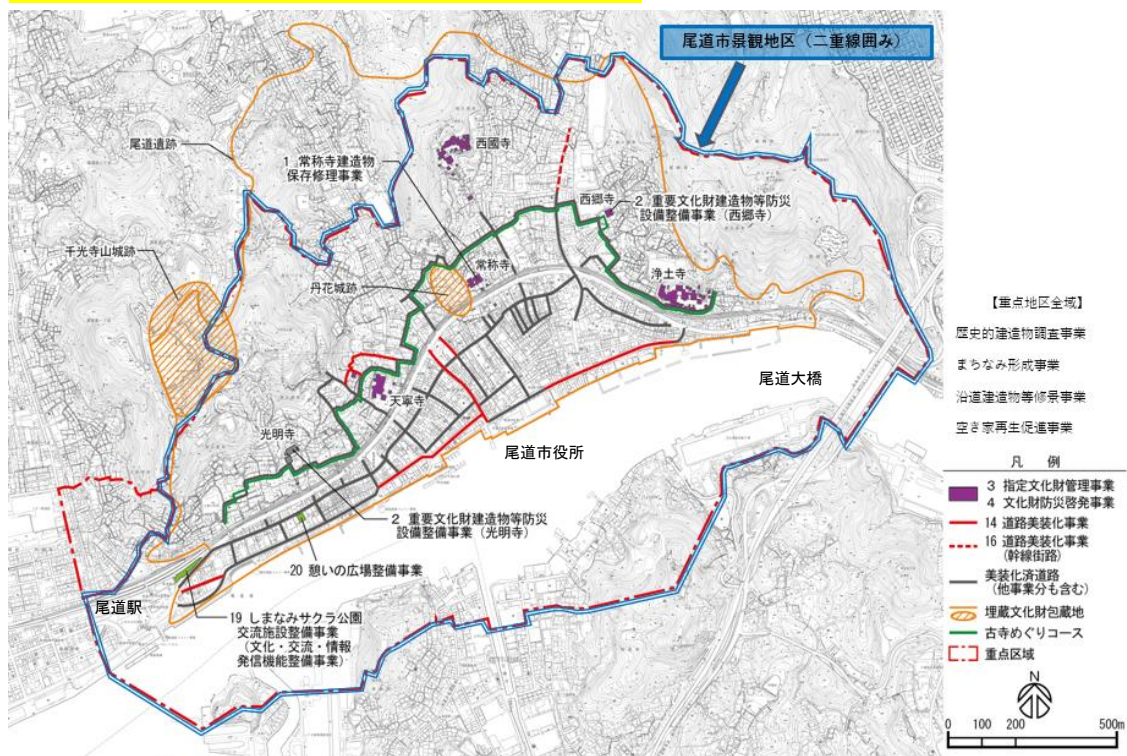
e-mail toshi@city.onomichi.hiroshima.jp

HP アドレス <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/33/1010.html>

重点区域（補助金事業対象区域）

※「- - -（破線）内」（両地区とも海面を除きます。）

【 尾道・向島歴史的風致地区 約 207ha 】



【 瀬戸田歴史的風致地区 約 137ha 】

